

第6章 「武力紛争と小型武器問題—DDR支援を中心に—」

山根 達郎

1. はじめに

冷戦終結後、武装勢力が割拠する中、複雑な敵対構造をもって展開される武力紛争が目立つようになった。その多くの紛争では、簡便で入手し易い「小型武器」の使用による戦闘行為があり、仮に紛争当事者間で停戦合意が行われたとしても、過剰に残存する小型武器の使用による衝突が、再び紛争を引き起こす原因となっている。このような状況を受けて、小型武器に関する問題解決の重要性が、2000年に開催された国連ミレニアム総会で提言された『ミレニアム宣言』の中にも盛り込まれた(注1)。また、2001年にはニューヨークの国連本部で「小型武器の非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議」が開催され、小型武器の破棄及び回収に向けた国際社会による取り組みが進展しつつある。

一方、小型武器問題が武力紛争のひとつの原因である以上、平和維持や紛争予防、平和構築といった議論とも密接な関係にある。このような概念的な議論は、主に国連による平和活動(peace operations)による実践をフィードバックすることで理論の精緻化が行われようが、小型武器問題についても同様の実践を評価してみることはこれらの概念を再考する上で意義がある。従って、本稿では、紛争後の平和維持、平和構築の活動形態として国連から派遣される国連平和維持活動(PKO: peacekeeping operations)及び国連平和構築活動(PBO: peacebuilding operations)による小型武器問題の解決に向けた対応振りに着目してみる。小型武器問題の中でも、主に紛争後地域に派遣されるPKO及びPBOは、「DDR」、すなわち「武装解除、動員解除及び再統合」の支援という点で関連性が高い(注2)。

本稿の目的は、第1に、小型武器問題を概観しつつDDRの重要性について述べるとともに、第2に、平和維持及び平和構築の観点から、紛争後地域に派遣されるPKO及びPBOによるDDR支援がどのように行われているのかという点について明らかにし、その意義と問題点について指摘することにある。

2. 小型武器問題とは何か? —冷戦後の武力紛争の特徴—

(1) 小型武器の定義/分類と数字

「小型武器」とは、1997年に国連小型武器政府専門家パネルが作成した報告書によれば、「国連が関与する紛争で実際に使われているタイプ」で、特に軍用に製造された武器が対象であるとした上で、①兵士一人で携帯、使用が可能な「小型武器(Small Arms)」、②兵士

数名で運搬、使用が可能な「軽兵器 (Light Weapons)」、③弾薬及び爆発物 (Ammunition and Explosives) の 3 種類があるとされており、一般的にはこれらを総称して「小型武器」と呼んでいる (ただし、弾薬・爆発物のカテゴリーには「対人地雷」も含まれるが、1997 年に対人地雷禁止条約が締結されていることを踏まえ、小型武器問題のスキームからは除外されている。) (注 3)。

表 1. 国連小型武器専門家パネル報告書による小型武器等の分類 (注 4)

小 型 武 器	回転式拳銃、自動式拳銃、ライフル銃及びカービン銃、小型軽機関銃、突撃銃、軽機関銃
軽 兵 器	重機関銃、携帯型手榴弾発射台、携帯型発射砲、携帯型対戦車用銃及び無反動ライフル銃、携帯対戦車ミサイル及びロケット発射装置、携帯用対空高射砲、口径 100 ミリ以下の直撃砲
弾薬・爆発物	小型武器用弾薬筒、軽兵器用弾薬及びミサイル、対空・対戦車用可動式砲弾及びミサイル、対人・対戦車用手榴弾、地雷、爆発物

「国連ミレニアム宣言履行に向けたロードマップ」と題した国連事務総長報告書によれば、「小型武器の不法取引は国際の平和と安全にとって深刻な問題である。小型武器の過度な蓄積と容易な入手は、紛争後の復興と開発に向けた努力を行う上で危険であり、人間の安全保障を脅かし、人道法及び人権法を侵害する。小型武器は少なくとも 95 カ国において 600 以上の企業で合法的に製造され、世界規模での生産額をみると、小型武器は 14 億ドル、爆発物は 26 億ドルとなっている。5 億の小型武器、軽兵器が世界に存在するといわれている。紛争地域の外でも経済、社会、人間開発にとって深刻な影響を及ぼしている。」と報告されている (注 5)。また、2002 年 9 月に安保理に提出された国連事務総長報告書「小型武器」によれば、「今日では、少なくとも 6 億 3900 万もの数の小型武器が世界に出回っており、そのうちの 60% 近くが民間人によって合法的に所持され」「小型武器の使用の結果、毎年 50 万人もの人々が命を落とし、また、1990 年代には 400 万人もの人々が紛争に巻き込まれて亡くなっている。」と報告されている (注 6)。

(2) 小型武器問題の「問題化」—脅威の再認識—

小型武器の使用が武力紛争を悪化させている原因であるという認識が生まれ、これらの紛争解決のために小型武器の問題が国連で取り上げられるようになったのは、国内紛争が多発する冷戦終結後のことであった (注 7)。実際に 1990 年以後に発生した 49 件の主要な紛争のうち、46 件が小型武器だけが使用された紛争であったという (注 8)。だが、そもそも小型武器の

類は、冷戦以前にも戦争の道具として使用されてきたはずである。確かに、近代国家の出現といった時点から考えてみても、小型武器は、ヨーロッパにおける絶対王政国家間で行われた戦争で活躍した軍事技術として 17、18 世紀の段階で既に登場していた（注9）。しかし、その後軍事技術の発展に伴って、20 世紀この方、核兵器が国家間において最大の脅威として認識されるに至った過程では、国際社会の主要アクターとしての国家は、軍備管理の国際的枠組みの構築を行いつつも、軍事的脅威となる他国に対抗するためにハイ・テク兵器と呼ばれる最新の暴力手段を獲得することに努力をしてきた。これと比較すれば、もはやロー・テクの小型武器の使用から生ずる脅威——ゲリラ戦やテロリズムなどによる低強度紛争への懸念があったにせよ——は国家にとって低減されたものと認識されてきたのも事実である。

しかし、冷戦終結後に東西両陣営に属していた国家の武装の度合いが緩和されると、過剰に残存することとなった小型武器は、グローバル経済の中で世界の紛争地域に流出し、トランスナショナルな武力紛争を展開する非国家主体である武装勢力にとってうってつけの軍事的手段となった。もちろん、ハイ・テク兵器を国家間で軍備管理することの重要性は少しも減じられてはいないが、ここでは、国家と国家、政府と反政府といった対立に限定せずに、非国家主体である武装勢力間で重層的な対立構造が出現していることに着目しなくてはならないだろう。バリー・ブザンらが指摘してきた「弱い国家」論（注10）、すなわち、国内領域に存在する住民の安全を確保するだけの統治能力が不十分な領域では、武力紛争も起きやすい傾向にあることを考慮すれば、国軍や国軍以外の武装集団が、小型武器を軍事力として確保することは当然である。また、子供や女性を含めた民間人でさえも自らの安全を確保するために簡便に使用でき、安価に手に入る小型武器を所持することは十分に理解できよう。

このような背景と平行して、小型武器の紛争地域における使用が国連において議論されるきっかけとなったのが、マリ共和国のコナレ前大統領の国連に対する要請であった。それは、1993 年秋、ガリ国連事務総長（当時）に対し、国内紛争終結後も同国の治安を脅かしている過剰に氾濫している小型武器の回収についての支援を要請したものであるが、これを受けて、1994 年に同国に国連調査団が派遣されたことが、「問題化」の布石となったとされている（注11）。

その後、『平和への課題—補遺（注12）』において、ミクロ軍縮（注13）——それは、冷戦期には大量破壊兵器の問題の影に隠れてそれほど重視されてこなかった通常兵器の軍縮に改めて焦点をあてるもの——と称して、特に対人地雷と小型武器の問題について国連が中心となって取り組むべきことが提唱された。しかし、小型武器は、紛争が終結したからといってすぐ様その必要性が失われることはない。なぜならば、統治能力が不十分で、不安定な治安状況の中では、武装解除を必要とする軍隊だけでなく、紛争後地域に残らざるを得ない民間人も含めて、護身のためには武器を所持することが当然だからである。紛争終結後に必要でなくな

る地雷とは別に、このような現状を検討するため、16カ国の委員から構成される「小型武器政府専門家パネル」が設置され、1997年に報告書が国連に提出された（注14）。また、同パネルの活動を引き継ぐかたちで「小型武器政府専門家グループ」が設置され、安保理常任理事国を含む13カ国の委員によって、1999年に報告書が国連に提出されている（注15）。1997年の報告書では、小型武器の過剰蓄積及び取引をいかにして削減し、防止するかについての24の勧告が提起され、1999年の報告書ではこれら24の具体策の実施状況について報告、更に発展させた27の勧告を行った。勧告の中身は多岐に亘るが、これらの報告がベースとなり、また、国連総会や世界の各地域で議論が重ねられたことを踏まえ、2001年に開催された「小型武器の非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議」で採択された「行動計画」を含む最終文書にまとめられることとなる（注16）。

「行動計画」には、その2つの柱として、「過剰蓄積防止策」「過剰蓄積削減策」が掲げられた。具体的には、①過剰蓄積防止策：関係する国内法令の整備、安全な管理、刻印制度の確立、関連データの整備、厳格な輸出基準の適用、余剰となった武器の破壊、税関、国境警備当局の相互協力など、②過剰蓄積削減策：武装解除、動員解除、再統合(DDR)の実施、法制度の整備、民主化支援、開発支援、治安改革など、といったさまざまな内容が盛り込まれた。また、これらの内容を実施に移し、フォローアップを行う必要があるとの認識から、最終文書には、遅くとも2006年までには再検討会議を開催し、その間も2年ごとに会合を開くことが明記されており、小型武器問題に対する国際社会の取り組みは今もなお継続中である（注17）。

(1) DDRの重要性

特に本稿で注目するDDR、すなわち武装解除(Disarmament)、動員解除(Demobilization)、再統合(注18)(Reintegration)といった紛争後地域における一連の取り組みは、紛争後地域における小型武器問題の中核であり、紛争後の平和構築とともに紛争の再発を防ぐという意味で紛争予防の方途としても重要である(注19)。2000年に安保理に提出された国連事務総長報告書「DDRにおける国連PKOの役割(注20)」によれば、DDRとは、①武装解除：紛争地域における小型武器、軽火器、重武器の回収(破棄を含む)のこと、②動員解除：紛争当事者による軍事組織解体の開始、及び元戦闘員が市民生活へ移行するプロセス、③社会復帰：経済的、社会的に生産的な市民生活を元戦闘員とその家族に提供するプロセス、の包括的アプローチのことを示している。なぜ、包括的なアプローチが必要なのか。それは、戦闘員が武装解除及び動員解除を行うためには、除隊すると同時に政治的、経済的、社会的に安定した環境の中での市民生活を送れる保証がどうしても必要になってくるからである。このような環境が同時に提供されないならば、武装解除はおろか、過剰に氾濫する小型武器を使用した突

発的な武力衝突によって紛争の再発を招きかねない。

前述した過剰蓄積削減策には、紛争後地域における法制度の整備や民主化支援、開発支援や治安改革も含まれているが、和平合意が成立したとはいえ、即座に治安の回復を自助努力で確保することは難しく、平和維持の段階では、特に DDR 支援を外部から行う必要があることが議論の中心課題として据え置かれてきた^(注21)。その点、1997年のパネル報告書では、国連 PKO の任務の中に武装解除、武器回収、武器廃棄などを含めることについての必要性を指摘し、そのための国連による指針の確立を提言していた^(注22)。このような議論を踏まえ、1999年7月には、PKOにおけるDDRに関してはじめて安保理で議論され^(注23)、そこで発せられた安保理議長声明の要請を受けて作成されたのが、前述の事務総長報告書「DDRにおけるPKOの役割」である。本稿2.で詳細を報告するが、最近のPKOマンドートには、DDR、特に武装解除支援が盛り込まれることが増えてきている。

また、DDRと一言にまとめてみても、それが包括的アプローチだけに非常に多様な実施内容を含める傾向にあり、関係する実施機関も多い。例えば小型武器等の回収及び廃棄という意味では、武装解除支援が関係してくるので、特に軍事的オペレーションを中心に据えた手段が考えられ、国連による活動では、まず第一にPKOが当てはまる。一方、動員解除と同時に、元戦闘員が平時の市民生活に戻るためには、社会復帰のためのさまざまな方策が必要となってくる。例えば、紛争終結直後で著しく人道状況が悪化していることへ配慮すれば、元戦闘員に対しても同様に、国連人道問題調整事務所(OCHA)、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)、世界食糧計画(WFP)、国連食糧農業機関(FAO)、世界保健機関(WHO)などが、また、人間開発の視点から雇用の創出、職業訓練、教育の提供などに対応するためには国連開発計画(UNDP)、国連労働機関(ILO)などが対応に当たることが考えられる。更に、子供兵士も存在することから、国連児童基金(UNICEF)、子供と武力紛争に関する国連事務総長特別代表事務所などによる特別なケアも必要になってくるだろう^(注24)。もちろん、以上のような国際機関が十分に活動を行うには、ドナー国による側面支援や、非政府組織(NGO)との効果的な連携、他方では受入国の紛争当事者の積極的な協力を促進するような包括的なDDR支援が重要となってくる。このように、多様な実施内容を関連機関が連携して行うことによって、動員解除後の再統合へ向けた長期的なプランと重なり、まさにDDRプロセスの包括性が生きてくるのである。

以上、小型武器問題について概観し、特にDDRの重要性について言及してきた。では、具体的に国連は、DDRのための実施主体としてこれまでどのような支援を行ってきたのか。

次に、紛争後の平和維持、平和構築の視点から、特に国連によるPKOとPBOによるDDR支援に向けた取り組みの現状についてみていくことにする。

3. 小型武器問題と平和維持、平和構築との関係

(1) 平和維持の側面—PKO と DDR—

周知のとおり、PKO は国連の集団安全保障体制の陥穽を埋めるために、紛争後の平和維持を目的として冷戦期からその慣行を重ねてきた手段のひとつである。冷戦終結後においては、1992年の『平和への課題^(注25)』から2000年のいわゆる『ブラヒミ報告書^(注26)』に至るまで、平和維持のあり方に加えて、平和創造、予防外交、平和構築、平和強制、紛争予防、予防行動といった国連による平和活動について、さまざまな性格をもつ武力紛争に対処するための方法や分析概念が構築され、変容を遂げてきている。

このような状況の中、前述した通り、PKO のマンデートに紛争当事者の DDR、特に武装解除が加えられることが増えてきている。これは、冷戦後に多発している国内的、地域的性格を帯びている紛争を解決・管理するには、多くの場合、次のような問題が生ずることを反映している。それは、たとえ紛争当事者間で停戦合意が締結されていたとしても、未完の統治システムの下、武装したままの紛争当事者が散発的に衝突を起こし、紛争の再発を招くことになりかねない、というものである。そこで、紛争当事者が、停戦合意に基づいて速やかに戦闘員の武装解除を行うことこそが、平和を維持する PKO の立場にとって、また、地域の秩序形成にとって重要であると再認識されるようになってきたのである。

国連が発足してから現在(2002年末)まで55例の PKO が設置され、冷戦終結後(1989年1月のマルタ合意後)に設置・派遣が決まった PKO は39例となっている。筆者の調査によれば、すべての PKO の事例中、「武装解除」に関するマンデートが付与された PKO を調べて見ると、その数は14例あり、すべて冷戦終結後の国内紛争に対する派遣であった(表2参照)。また、「武装解除」だけでなく、「DDR」をマンデートに明記した PKO は、国連タジキスタン監視団 (UNMOT)、国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL)、国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC) (休戦協定に基づいて DDRR と称し、再定住 (Resettlement) を追加) が該当する。

更に、マンデートとして付与されていないが、MONUC に関連する安保理決議の文言には、DDR の役割を具体化した「DDRRR」の重要性を明記したのもでてきた^(注27)。DDRRR とは、武装解除 (Disarmament)、動員解除 (Demobilization)、帰還 (Repatriation)、再定住 (Resettlement)、再統合 (Reintegration) のことを示している。これは、MONUC が展開されているコンゴ民主共和国 (以下、コンゴ(民)) の事例では、ルワンダ、ウガンダ、ブルンジ、ジンバブエなど周辺諸国からの外国部隊もコンゴ(民)国内に駐留して戦闘に加担していることから、元戦闘員の周辺国への帰還、再定住を含めた対応が必要となっているためである。

以上のように、冷戦終結後の PKO には、DDR 関連のマンデートが付与されることが見受

けられるようになってきたが、果たしてその実効性は確保されているのだろうか（注28）。結論から示すと、合意の遵守が紛争当事者によって積極的に確保された中米の事例と、武装解除プロセスが遅延してはいたが再三に亘る国連側の働きかけによって紛争当事者間の政治的決着を確保できたモザンビークの事例を除いて、アンゴラやソマリアの事例など、合意の無視により武力衝突が再発し、事実上紛争状態が継続したほとんどの事例では、PKOによるDDRに関するマンデートの実効性は確保されていなかったといえよう。和平合意後、国連の関与によって現在まで民主化プロセスが促進されてきているカンボジアの事例でさえも、PKOの展開時期には、武装解除を拒んだ反政府勢力（ポル・ポト派）を除外しての選挙プロセスを踏んでおり、不十分な武装解除は、現在でも小型武器問題の影響を現地に残している。このことは、DDR支援にあたり非強制を確保できたとしても、そのために、対象となる紛争当事者を限定してしまえばあとあと問題が残ることを示している。

一方、多国籍軍や軍事的地域機構が平和の回復のためにPKOと同時に展開された事例や、原則と異なって強制型PKOとして派遣された事例の特徴をみると示唆的である。例えば、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）によって創設されている監視オブザーバーグループ（ECOMOG）は、軍事的地域機構の独自の平和維持軍としてリベリアとシエラレオネの事例で同時派遣されていたが、国連リベリア監視団（UNOMIL）と国連シエラレオネ監視ミッション（UNOMSIL）が伝統的な非強制型PKOでありながら、ECOMOGが強制力をもって紛争当事者の武装解除の任務をPKOマンデートの枠内で肩代わりし、一定の成果をあげていたことは興味深い（注29）。また、後に平和強制のあり方の再考を促し、伝統的なPKO原則を再認識することとなったソマリアの事例は、強制型PKOでありながら、むしろ武装解除を迫ることで失敗に帰している（注30）。これらの事例だけでは、合意の遵守が紛争当事者によって徹底されない事例に対しては、強制または非強制のどちらが効果的かという結論を与えてくれない。このように、PKOにおけるDDR支援はますます重要性を増しているにもかかわらず、その実施面においての多様性と、これへの対処が可能な概念の提供が迫られている。

表2. 武装解除をマンドートに含めたPKO一覧(2002年末時点)

PKO名	派遣期間	設置決議	武装解除をマンドートに含む決議
1. 国連中米監視団(ONUCA)	1989-1992	SCR644 (1989. 11. 7)	SCR650 (1990. 3. 27) SCR653 (1990. 4. 20)
2. 国連エルサルバドル監視団(ONUSAL)	1991-1995	SCR693 (1991. 5. 20)	SCR729 (1992. 1. 14)
3. 国連モザンビーク活動(ONUMOZ)	1992-1995	SCR797 (1992. 12. 16)	SCR797 (1992. 12. 16)
4. 国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)	1992-1993	SCR745 (1992. 2. 28)	SCR745 (1992. 2. 28) SCR766 (1992. 7. 21)
5. 第2次国連ソマリア活動(UNOSOM II)	1993-1995	SCR814 (Ch. 7) (1993. 3. 26)	SCR814 (1993. 3. 26)
6. 国連リベリア監視団(UNOMIL)	1993-1997	SCR866 (1993. 9. 22)	SCR866 (1993. 9. 22) SCR1020 (1995. 11. 10)
7. 国連タジキスタン監視団(UNMOT)	1994-2000	SCR968 (1994. 12. 16)	SCR1138 (1997. 11. 14)
8. 第3次国連アンゴラ検証団(UNAVEM III)	1995-1997	SCR976 (1995. 2. 8)	SCR976 (1995. 2. 8) (S/1195/97にある記述を援用)
9. 国連東スラボニア、パラニャ及び西スレム暫定統治機構(UNTAES)	1996-1998	SCR1037 (Ch. 7) (1996. 1. 16)	SCR1037 (1996. 1. 15) (Demilitarizationと記述)
10. 国連アンゴラ監視団(MONUA)	1997-1999	SCR1118 (1997. 6. 30)	SCR1118 (1997. 6. 30)
11. 国連中央アフリカ共和国監視団(MINURCA)	1998-2000	SCR1159 (1998. 3. 27)	SCR1159 (1998. 3. 27) SCR1230 (1999. 2. 26)
12. 国連シエラレオネ監視ミッション(UNOMSIL)	1998-1999	SCR1181 (1998. 7. 13)	SCR1181 (1998. 7. 13)
13. 国連シエラレオネ・ミッション(UNAMSIL)	1999- 継続中	SCR1270 (1999. 10. 22) SCR1289 (Ch. 7)	SCR1270 (1999. 10. 22)
14. 国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)	1999- 継続中	SCR1279 (1999. 11. 30)	SCR1291 (Ch. 7) (2000. 2. 24)

横田洋三(編)『国連による平和と安全の維持—解説と資料』国際書院、2000年、及び関連国連文書を参考にして筆者が作成。表中記号「SCR」は安保理決議のことを示し、「Ch.7」は国連憲章第7章下の決議であったことを意味する。

(2) 平和構築の側面—PBOとDDR—

紛争終了後の国造り、開発、民主主義の確立といった平和構築のための支援には、ドナー国、国際機関、NGOなどさまざまな主体が関与している。前述したPKOも、冷戦後の環境変化を受けて軍事的監視に限らずに、緊急人道支援や復興開発援助、選挙監視といった平和構築分野をその任務として行う事例も多くなっている。また、DDRひとつをとってみても、UNDP、UNICEF、UNHCR、WHOなどの国連諸機関も、平和構築の一環としてそれぞれが具体的プロジェクトをとり進めている。このように、平和構築の側面をみるにしても、実施主体はさまざまであり、それはDDRのような包括的アプローチにも当てはまることから、これらの活動の全体像を把握するには更なる研究が必要であろう。

以上のことを踏まえつつも、国連事務局内の国連政務局(DPA: Department for Political Affairs)が担当している政治・平和構築ミッション(UN Political and Peace-Building Mission)が、紛争後平和構築に関与する国連諸機関やドナー国の調整役を担っていることが

ら、本稿ではこれを PBO のひとつとして取り上げ、DDR の取り組みについて簡単にふれてみる。

2003 年 2 月末時点で継続中の政治・平和構築ミッションは、国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA)、国連ブーゲンビル政治事務所 (UNPOB)、国連ブルンジ事務所 (UNOB)、国連中央アフリカ共和国平和構築事務所 (BONUCA)、大湖地域国連事務総長特別代表事務所 (Office of the SRSG for the Great Lakes Region)、国連グアテマラ監視ミッション (MINUGUA)、国連ギニア・ビザオ平和構築支援事務所 (UNOGBIS)、国連リベリア平和構築支援事務所 (UNOL)、国連中東特別調整事務所 (UNSCO)、国連ソマリア政治事務所 (UNPOS)、国連タジキスタン平和構築事務所 (UNTOP)、西アフリカ国連事務総長特別代表事務所 (Office of the SRSG for West Africa) の 12 件がある (注 31)。その約 1 年前 (2002 年 1 月 15 日時点) と比べてみれば、西アフリカ国連事務総長代表事務所が新規に加わり、1999 年 10 月に始まった国連アンゴラ・ミッション (UNMA) が 2003 年 2 月 15 日に終了している。また、アフガニスタンでは暫定政権樹立後、2002 年 3 月より国連アフガニスタン特別ミッション (UNAMA) が UNAMA に変更している。これらのミッションのうち、PKO の撤退に伴って引き続いて派遣されている事例は、アンゴラ、中央アフリカ共和国、リベリア、ソマリア、タジキスタンとなっている。特にソマリアの事例では、PKO が機能せずに和平プロセスが進展しなかったどころか、紛争が再発し、維持すべき平和のないところに政治・平和構築ミッションが展開されるなど、はじめから平和構築の任務が果たせないような状況下での派遣もあった。一方、政治・平和構築ミッションは、必ずしも PKO 撤退後に展開されているわけではなく、西アフリカ事務所が関与しているコートジボアールでは激しい紛争が継続している。このように、政治・平和構築ミッションは、武力衝突が起こらなくなった地域に派遣されるというよりも、先行した PKO が行き詰まったり、PKO が派遣できなかつたりするなど、むしろ武力衝突による脅威が引き続き存在するところに設置されていることが通常である。

それでは、非軍事的手段として展開されている政治・平和構築ミッションは、DDR の問題にどう関与してきているのであろうか。例えば、パプアニューギニアでは、ブーゲンビル地方を巡って紛争を展開していた中央政府と分離独立派との間で、2001 年 8 月、武器回収を含むブーゲンビル和平合意が結ばれており、そこへ派遣された UNPOB は、武器回収支援を行っている。また、アフガニスタンに派遣されている UNAMA は、新しいアフガニスタン国軍、及び (全体的な多国間援助体制の中で DDR 支援を担当している) 日本政府とともに DDR 実施計画を提示しており、DDR 支援に向けた国際社会による貢献を促している (注 32)。また、国連事務総長報告書によれば、中央アフリカ共和国の BONUCA では、同国での武器拡散が見受けられるものの、引き続き同国の武器回収支援を UNDP と共同で行っている (注 32)。

また、ギニア・ビザオでは、現在も政情不安が続いてはいるが、国連文書によれば、同国による「動員解除、再挿入 (Reinsertion)、再統合政府プログラム」が世界銀行の信託基金の供与により不十分ながら一定の成果を挙げつつあるとし、また、オランダの資金供与によって小型武器回収のための行動メカニズムが構築されたとしている(注33)。ここに示したように、平和構築ミッションの中でも、DDRの調整のために機能している面も見受けられ、担当地域の政府等の権威を担う組織に対してDDR活動に向けた実務的な道筋を提供している場合もある。しかし、このような事例における地域でも散発的に武力衝突が起きていることから、国連PKO局と国連政務局との内部調整を含めて政治・平和構築ミッションのDDR支援のあり方にも検討を加えるべきであろう。

4. おわりに —DDRの意義と問題点—

以上にみてきたように、冷戦後のPKO、PBOにはDDR支援を任務にしてきていることが多いことがわかった。では、最後にPKOとPBOにおけるDDR支援の意義と問題点についていくつか指摘しておく。先に述べたように、統治システムの不完全な地域での紛争処理には、平和維持、平和構築を目的とした外部アクターの関与が重要であり、DDRプロセスもその例外ではない。そのため、特に紛争後にPKOが派遣される場合には、DDRに関するマンデートが付与されることでより充実した平和維持が可能になるであろうし、DDR支援を平和構築ミッションでも支援することでより長期的な視点でその地域の復興プロセスを展望することが可能になってくるであろう。その点、DDRは欠かすことのできない視点であり、意義がある。

しかし、これには問題点も多く伴っている。例えばPKOの場合、紛争当事者の同意、中立／普遍、非／軽武装を原則とする中、特に紛争後地域の武装解除には困難な側面を内包している。なぜなら、武装解除に際しては、合意内容に従って紛争当事者が自発的に遵守する側面と、外部アクターが強制する側面があり、理念的に軍事的強制力となりえないPKOの役割は自ずと限られてくるからである。また、破綻国家とも呼ばれる状況にある内戦地域の場合、国連側が紛争当事者を特定しにくいところにも問題がある。そもそもPKOは、国家間の紛争終結後、紛争当事者による受入同意を得て国連による権限の下に派遣される制度であり、その意味で紛争国の政府が当事者であるべきことは明白である。更に、たとえ紛争当事者を特定できたとしても、彼らが武装解除に関する合意を遵守する意思に加え、自らの組織の構成員を統制する能力に欠けていたり、また、国内の武装勢力が割拠している場合、停戦合意に賛同しない勢力が存在していたりすることも珍しくなく、このような状況下では、DDRをはじめとした平和維持のためのマンデートも効果を損ね兼ねない。これでは、武力衝突が起きてしまう可能性の高い地域へのPBOの派遣も然りであろう。

他方、ブラヒミ報告書では、PKO原則の重要性を改めて指摘(パラ48)しているし、2001年の

「行動計画」の前文では、国家主権の平等、領土保全、国際紛争の平和的解決や国内管轄事項への不介入／不干渉（パラ8）、個別的・集团的自衛権の尊重（パラ9）にもふれている。そこには、非強制の原則が貫かれている。その制約下、PKOもPBOも、和平合意に基づく紛争当事者間の信頼を取り戻すための外交的な仲介役を果たす中で、DDR支援をとり進めることが、結果的に功を奏することにつながるのかもしれない。

－ 注 －

1. UN Doc. A/RES/55/2, para. 9.
2. 我が国においても DDR 支援に関する国際協力のあり方が検討されてきている。例えば、国際平和協力事業団、国際協力総合研究所『事業戦略調査研究：平和構築－人間の安全保障の確保に向けて－報告書』2001年4月、国際平和協力懇談会『国際平和協力懇談会報告書』2002年12月を参照のこと。
3. 外務省軍備管理・科学審議官組織編『我が国の軍縮外交』（財）日本国際問題研究所軍縮・不拡散センター、2002年、109頁を参照。
4. UN Doc. A/52/298, para. 26. 小型武器分類の日本後訳については、国連広報センター『なくそう！小型武器・対人地雷展（パンフレット）』2001年、等を参考にして筆者が作成した。
5. UN Doc. A/56/326, para. 75.
6. UN Doc. S/2002/1053, paras. 3-4.
7. Peter Wallensteen and Margareta Sollenberg, “Armed Conflict, 1989-2000”, *Journal of Peace Research*, Vol. 38, No. 5, 2001, pp. 629-644. この論文によれば、1989年～2000年迄の間、延べ数で世界の74の地域で111件の紛争が発生しており、その内104件が国内紛争（他国による介入を伴う場合を含む）であったと報告されている。
8. Jeffrey Boutwell and Michael Klare, “Small Arms and Light Weapons: Controlling the Real Instruments of War”, *Arms Control Today*, Vol. 28, No. 6, 1998, pp. 15-23.
9. メアリー・カルドー（山本武彦、渡部正樹訳）『新戦争論－グローバル時代の組織的暴力』岩波書店、2003年、22頁参照。
10. Barry Buzan, *People, States and Fear: An Agenda for International Security Studies in the Post-Cold War Era* (2nd ed.), Lynne Rienner, 1991, pp. 57-111; K.J.Holsti, *The State, War, and the State of War*, Cambridge University Press, 1996, pp. 183-209. などを参照のこと。
11. 堂之脇光朗「グローバリゼーションと安全保障－軍備登録制度、予防外交、小型武器、テロリズム－」『国際問題』No. 511、2002年10月、42頁。

12. Boutros Boutros-Ghali, *Supplement to An Agenda for Peace*, United Nations, New York, 1995.
13. A Project of the Graduate Institute of International Studies (Geneva), *Small Arms Survey 2002*, Oxford, 2002, p. 282.によれば、現在は、実際の軍縮 (practical disarmament) と呼ばれるに至っている。
14. UN Doc. A/52/298.
15. UN Doc. A/54/258.
16. UN Doc. A/CONF. 192/15
17. 国際社会におけるこれまでの小型武器問題に対する取り組みの詳細については、堂之脇光朗「小型武器問題と日本の対応」、木村汎 (編)『国際危機学—危機管理と予防外交』世界思想社、2002年、305-323頁を参照のこと。
18. 外務省では、わかりやすく「(元戦闘員の) 社会復帰」と訳されることが多い。
19. この分野の先行研究としては、Mats R. Berdal, “Disarmament and Demobilization after Civil Wars”, *Adelphi Paper*, No. 303, 1996. が詳しい。
20. UN Doc. S/2000/101.
21. 堂之脇光朗、前掲『国際危機学—危機管理と予防外交』、2002年、314頁参照。
22. UN Doc. A/52/298. para. 79.
23. UN Doc. S/PRST/1999/21.
24. 子供兵士の現状については、レイチェル・ブレット、マーガレット・マカリン (渡井理佳子 訳)『世界の子供兵—見えない子どもたち—』新評論、2002年が詳しい。
25. Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace*, United Nations, New York, 1992.
26. UN Doc. A/55/305-S/2000/809.
27. UN Doc. S/RES/1355, S/RES/1376, S/RES/1417, S/RES/1445.
28. 詳細については、拙稿「冷戦後の国連平和維持活動 (PKO) と武装解除—マンダートの射程とその実効性—」『東泰介先生退官記念論文集 (仮)』大阪外国語大学、2003年予定 (2003年2月時点未刊) にて発表する予定。
29. Mark Malan, “Towards more effective peace operations: Learning from the African “laboratory”?”, Ramesh Thakur and Albrecht Schnabel (Eds.), *United Nations Peacekeeping Operations: Ad Hoc Missions, Permanent Engagement*, United Nations University Press, 2002, p. 116. 参照。
30. John R. Bolton, “Wrong Turn in Somalia”, *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 1, 1994, p. 61.によれば、当時、ガリ国連事務総長は、UNOSOMII に任務を引き継いだ多国籍軍 (UNITAF) のマンダートに武装解除も含めるべきであると主張していたのに対し、実質的な指揮権を得てい

た米国は人道目的に限るべきとし、マンデートの解釈が一致せず、その結果、国内各地に割拠する勢力の武装解除に関しては不完全なままであったという。

31. <http://www.un.org/peace/ppbm.pdf> (accessed on 28 February 2003). 参照。
32. アフガニスタン「平和の定着」東京会議・議長統括（2003年2月22日開催）参照。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/afghanistan/ht_gsokatu.html (accessed on 28 February 2003)
33. UN Doc. S/2003/5, para. 12.
34. UN Doc. S/2002/1367, paras. 13-16.